

2020年10月23日

北海道知事 鈴木 直道 様  
石狩湾新港管理組合管理者 鈴木 直道 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表  
安田 秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）  
後藤 言行（銭函海岸の自然を守る会）  
在田 一則（一般社団法人北海道自然保護協会）

### （仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業説明会について事業者への働きかけを求める要望書

去る8月31日、当連絡会は、貴職宛に要望書「石狩湾新港洋上風力発電事業の中止を求める要望書」、「石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書」と「石狩湾新港と石狩湾一般海域での洋上風力発電事業反対署名」（第1次集約分 2488筆）を提出いたしました。（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業については、石狩市・小樽市・札幌市手稲区・北区の広範囲の住民に健康影響が及ぶ危険性について警告するものです。

合同会社グリーンパワー石狩による（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書の縦覧（7月1日～31日）は終了しました。代表事業者である株式会社グリーンパワーインベストメントは、7月18日、19日に予定していた同事業の説明会をCOVID-19感染拡大防止の観点から中止し、その代わりとして説明会で使用を予定していた資料を7月18日～31日に同社WEBサイトに掲載し、それへの質問と事業者からの回答のやり取りが2度実施されました（1回目：7月31日質問締め切り・8月23日回答のWEBサイトでの公開、2回目：9月4日質問締め切り・9月24日回答の公開）。

しかし、2度の事業者からの回答書による説明は不十分で、当連絡会は理解に至ってはおりません。他の方々からも同様の声を聞いております。また、インターネット環境にない住民は置き去りになっています。そこで、私たちは、対面での事業説明会の開催を求めて、別添の要望書を株式会社グリーンパワーインベストメントに提出いたしました（10月19日投函）。

事業者は住民に十分な説明がないままに、陸上での電線埋設工事を開始しております。

騒音・超低周波音の影響評価には、本事業で採用する風力発電機の音響パワーレベルの値を用いて行います。しかし、本事業環境影響評価書では、8Hz以下の値は、採用する機種のものではなく、多くの風力発電機から得られた一般的な周波数特性（-4dB/オクターブ）が使われており、この事業での風車音について正しく評価されていないことを指摘しておかなければなりません。

さらに、既設3事業者による風力発電事業（石狩湾新港風力発電所 6.6MW[コスモエコパワー株式会社]、石狩コミュニティウインドファーム 20MW[株式会社市民風力発電]、銭函風力発電所 33MW[銭函ウインドファーム合同会社]）との騒音・低周波音の累積的影響については、大きな問題をはらんでおります。環境影響評価書の図や表から読み解くと、調査地点 No. 2 と No. 9 の間にある花畔地区（住宅地）は、「心身の苦情に関わる参照値（80Hz、41dB）」に注目すると、41dB を超える状況であり、非公式ですが健康影響を訴える住民の声が届いております。北海道環境影響評価審議会で当事業評価書審議を要望しましたが、案件にはしていただきませんでした。本事業も加えた騒音・低周波音の累積的影響については、健康被害が発生する可能性を評価書から明らかに読み取ることができます。また、研究者からもそのような指摘がされております。この点について、事業者は、自身の事業が及ぼす影響は小さいから関係ないという主張を繰り返しており、科学的にそのことが予想されるので事後調査の必要性がないと主張しております。事業者は累積的影響を現実的にきちんと評価し、影響軽減の対策を講ずる義務があります。

唯一、事業者が事後調査をするとしている動物調査（バードストライク）に関しても、評価書段階での計画は不十分であり、当連絡会は、適正な調査計画が作成されることを確認する必要性を強く感じています。

本事業は大事業・大工事であるにも関わらず、概して、評価内容、事後調査項目が貧弱であり、これで環境保全が十分なされるのか、大変疑問に感じております。このような環境影響評価書を確定とした経済産業省および環境省の態度・姿勢は、地方に住む国民の健康や生活、自然を軽視していると言わざるを得ません。

私たちは、道民の生活と健康を守る立場である北海道知事であるとともに石狩湾新港の健全な管理を行う立場である港湾管理者でもある貴職に対し以下の要望をいたします。

## 記

1. (仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価準備書に対し、貴職は知事意見として、(総括的事項)において、「対象事業実施区域周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧な説明を行うこと」と述べています。したがって、貴職にあつては、事業説明会を開催し、電子的環境にない住民も含めて具体的かつ丁寧な説明を行うよう、本事業者に働きかけていただくことを求めます。
2. 「石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業 公募要項・審査基準」（平成27年4月石狩湾新港管理組合）の「3.公募要件 (1)必須事項」に「④地域における社会受容性への配慮 応募者は、自らの費用と責任において風力発電施設を設置することを念頭に、地域への理解を求め方策並びに地域住民・立地企業及び港湾利用者のための港湾アメニティへの配慮といった地域における社会受容性への配慮について、具体的に提案するものとする。」とあり、地域の理解を求め方策を実践することが求められています。したがって、港湾区域での本事業について、地域住民等の意見・要望を汲み取り、事業者に対し事

業説明会開催を促すことは、港湾管理者である貴職の重要な職務です。石狩新港港湾地区の占用を許可する立場にある港湾管理者である貴職にあつては、現在、国内では類を見ない大工事・大事業を前に、特に、本事業による健康への影響について、地域住民が十分な納得・理解が得られようように丁寧な事業説明会を開催するよう、本事業者に勧めてくださるよう要望いたします。

なお、この件につきまして、貴職のお考えや対応について、10月30日までに書面をもって下記宛にご回答くださるようお願いいたします。また、ご回答の責任の所在がわかるように担当者と連絡先（電話番号等）を明記していただくようお願いいたします。

送付先（事務局）：

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307

電話：090-6211-1602 Fax：0133-74-6198

E-mail：h.yasuda1007@icloud.com